

議案第166号

さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例及びさいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例及びさいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例及びさいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第1条 さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年さいたま市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(施設設備の基準)	(施設設備の基準)
第6条 [略]	第6条 [略]
2～6 [略]	2～6 [略]
7 第5項の規定にかかわらず、既存施設が保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、第3項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて、第20条第1項において読み替えて準用するさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に關す	7 第5項の規定にかかわらず、既存施設が保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、第3項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて、第20条第1項において読み替えて準用するさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に關す

る条例第44条第7号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

8～13 [略]

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)

第20条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第10条、第11条、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第3項、第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
第44条第7号ア	耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物(既存施設(幼稚園、保育所及び保育機能施設をいう。)が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にある場合は、耐火建築物又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。))(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)
[略]		

2 [略]

る条例第44条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

8～13 [略]

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)

第20条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第10条、第11条、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第3項、第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
第44条第7号ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)	耐火建築物(既存施設(幼稚園、保育所及び保育機能施設をいう。)が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にある場合は、耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。))
[略]		

2 [略]

(さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改

正)

第2条 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(園舎及び園庭)			(園舎及び園庭)		
第6条 [略]			第6条 [略]		
2 [略]			2 [略]		
3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用するさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）第44条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第15条第1項において読み替えて準用する同条例第44条第7号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。			3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用するさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）第44条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第15条第1項において準用する同条例第44条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。		
4～7 [略]			4～7 [略]		
(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)			(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)		
第15条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第15条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
[略]			[略]		
第44条 第7号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2	建築基準法（昭和25年法律第2	第44条 第7号ア	耐火建築物又は同条例第9号の3に規定する準耐火建築物（同	耐火建築物

<p>[略]</p>	<p>条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)</p>	<p>01号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物</p>	<p>[略]</p>	<p>号口に該当するものを除く。)</p>	<p>[略]</p>
<p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>5～7 [略]</p>			<p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>5～7 [略]</p>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中附則第4項の改正は、令和2年4月1日から施行する。